S1710COM-QSUVXYZABDE-K-2-F

給与奉行シリーズ

平成３０年１月 配偶者控除改正対応ガイド
（平成３０年１月給与処理をはじめる前までの作業）

第１章
改正内容の概要 Ｐ２

第２章
プログラムの変更箇所 Ｐ８

第３章
「平成３０年分 扶養控除等（異動）申告書」の配布等に関する事前作業 Ｐ９

第４章
年次更新後の改正対応作業 Ｐ 16

当冊子に記載されている改正に伴う対応や製品画面等は、暫定となります。
決定した内容については、ＯＭＳＳご加入者様に 11 月中旬に提供を予定しております。

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD.

第１章　改正内容の概要

まずは、改正内容の概要を把握しましょう。
平成２９年度の税制改正により、「配偶者控除」および「配偶者特別控除」の取扱いが変更されました。

改正のポイント

配偶者控除改正に伴い、下記の内容が変更されます。

＜平成２９年１０月＞

①「平成３０年分 扶養控除等（異動）申告書」の様式および配偶者の記載方法が変更されます。
⇒ ３ページ参照

＜平成３０年１月＞

②平成３０年１月以降の給与計算時に、配偶者について扶養親族等の数の算定方法が変更されます。
⇒ ４ページ参照

＜平成３０年年末＞

③平成３０年の年末調整で、「配偶者控除」および「配偶者特別控除」の控除額が変更されます。

当冊子の３ページ目以降では、上記のうち、当年の年末から来年１月の給与にかけて、直近で必要な改正作業（上記のうちの①②）について記載します。

「平成３０ 年分 扶養控除等（異動）申告書」の変更

「平成３０年分 扶養控除等（異動）申告書」の様式が、以下のように変更されました。

※「平成２９年分 扶養控除等（異動）申告書」の様式は、変更ありません。

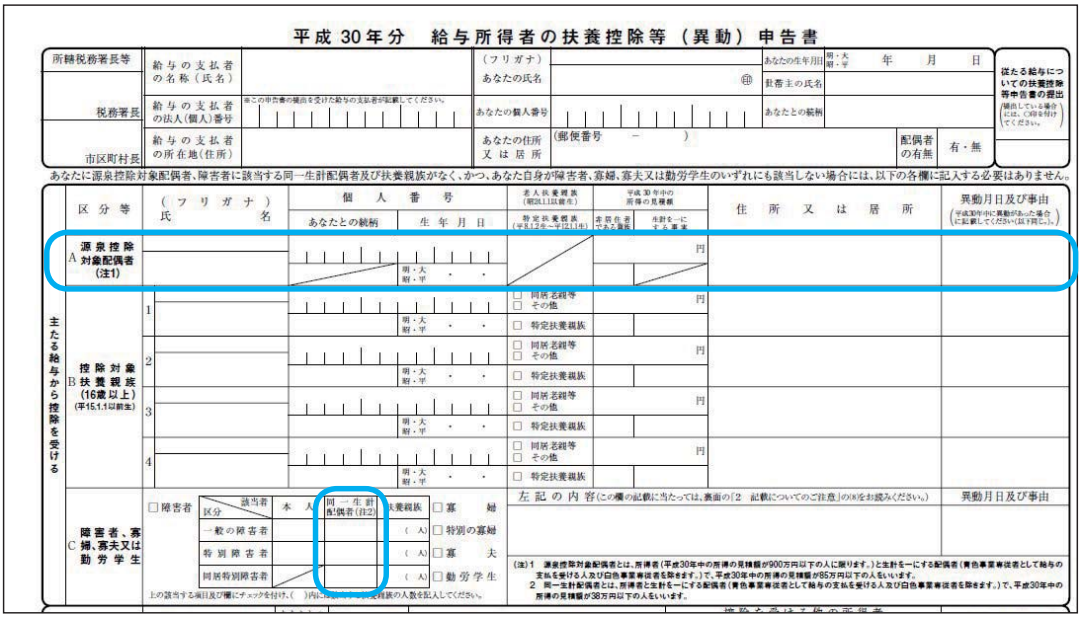
平成 30 年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等
税務署長
市区町村長

給与の支払者の名称（氏名）
給与の支払者の法人（個人）番号　※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。
給与の支払者の所在地（住所）

（フリガナ）
あなたの氏名　㊞
あなたの個人番号
あなたの住所又は居所　（郵便番号　－　）
あなたの生年月日　明・大・昭・平　年　月　日
配偶者の氏名
あなたとの続柄
配偶者の有無　有・無

従たる給与についての扶養控除等申告書の提出（届出している場合には、○印を付けてください。）

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

主たる給与から控除を受ける

区分等	（フリガナ）氏名	個人番号 あなたとの続柄	生年月日	老人扶養親族（昭26.1.1以前生） 特定扶養親族（平8.1.2生～平12.1.1生）	平成30年中の所得の見積額 未成年者である事実	生計を一にする事実	住所又は居所	異動月及び事由（平成30年中に異動があった場合に記載してください。（以下同じ。））
A 源泉控除対象配偶者（注1）			明・大・昭・平 ・ ・			円		
B 控除対象扶養親族（16歳以上）（平15.1.1以前生） 1			明・大・昭・平 ・ ・	□ 同居老親等 □ その他 / □ 特定扶養親族		円		
2			明・大・昭・平 ・ ・	□ 同居老親等 □ その他 / □ 特定扶養親族		円		
3			明・大・昭・平 ・ ・	□ 同居老親等 □ その他 / □ 特定扶養親族		円		
4			明・大・昭・平 ・ ・	□ 同居老親等 □ その他 / □ 特定扶養親族		円		

C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生

□障害者

区分＼該当者	本人	同一生計配偶者（注2）	扶養親族
一般の障害者			（　人）
特別障害者			（　人）
同居特別障害者			（　人）

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、（　）内に扶養親族の人数を記入してください。

□寡婦　□特別の寡婦　□寡夫　□勤労学生

左記の内容（この欄の記載に当たっては、裏面の「2　記載についてのご注意」の(8)をお読みください。）　異動月及び事由

（注）1　源泉控除対象配偶者とは、所得者（平成30年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、平成30年中の所得の見積額が85万円以下の人をいいます。
2　同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、平成30年中の所得の見積額が38万円以下の人をいいます。

「平成２９年分 扶養控除等（異動）申告書」と比べて、**配偶者の記載方法も変わります。**

【 配偶者欄の記載方法 】

○平成２９年分の記載

社員本人の収入にかかわらず、配偶者の合計所得金額（見積額）が 38 万円以下の場合に記載します。

○平成３０年分の記載

社員本人の合計所得金額が 900 万円以下で、配偶者の合計所得金額（見積額）が 85 万円以下の場合に記載します。

実際に必要な作業の詳細は、９ページをご参照ください。

注　意

『給与奉行シリーズ』および『奉行Ｊ－給与編－』では、「扶養控除等（異動）申告書」を出力することはできません。

平成３０年１月以降の給与等の支払における配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法の変更

給与等を支払う際に源泉徴収する税額は「給与所得の源泉徴収税額表」によって求めますが、計算にあたって扶養親族等の数を算定する必要があります。

平成３０年１月以降、配偶者が「源泉控除対象配偶者の場合」に、扶養親族等の数に１人を加えて計算するようになります。

また、「同一生計配偶者が障害者の場合」も、扶養親族等の数に１人を加えて計算します。

※配偶者の扶養親族等の数の算定方法は変更されますが、「給与所得の源泉徴収税額表」の税額自体は、平成２９年分から変更はありません。

配偶者の定義も変更されますので、まずは下記の内容をご確認の上、次ページで配偶者に係る扶養親族等の人数の数え方を把握しましょう。

配偶者の定義

改正前	
控除対象配偶者 ＜注２＞ ＜注３＞	○給与所得者の合計所得金額 ⇒ 制限なし ○配偶者の合計所得金額 ⇒ 38 万円以下

⇩

改正後	
同一生計配偶者 ＜注２＞	○給与所得者の合計所得金額 ⇒ 制限なし ○配偶者の合計所得金額 ⇒ 38 万円以下
控除対象配偶者 ＜注３＞	○給与所得者の合計所得金額 ⇒ 1,000 万円以下 ○配偶者の合計所得金額 ⇒ 38 万円以下
源泉控除対象配偶者	○給与所得者の合計所得金額 ⇒ 900 万円以下 ○配偶者の合計所得金額 ⇒ 85 万円以下

＜注＞１．上図の対象となる配偶者は、給与所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）に限ります。

２．（特別）障害者に該当する場合は、（特別）障害者控除の対象となります。

３．控除対象配偶者のうち、年齢 70 歳以上の配偶者は老人控除対象配偶者となります。

配偶者に係る扶養親族等の人数の数え方

配偶者の合計所得金額（給与収入だけの場合の配偶者の給与等の収入金額）	給与所得者の合計所得金額（給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額）			
	900 万円以下（1,120 万円以下）	900 万円超 950 万円以下（1,120 万円超 1,170 万円以下）	950 万円超 1,000 万円以下（1,170 万円超 1,220 万円以下）	1,000 万円超（1,220 万円超）
38 万円以下（103 万円以下）	１人	０人	０人	０人
38 万円超 85 万円以下（103 万円超 150 万円以下）	１人	０人	０人	０人
85 万円超（150 万円超）	０人	０人	０人	０人

配偶者が「障害者」に該当する場合は１人加算

注意

配偶者が障害者に該当する場合

○同一生計配偶者が障害者に該当する場合だけ、扶養親族等の数に加算します。
同一生計配偶者が「一般障害者」や「特別障害者」の場合は１名、「同居特別障害者」の場合は２名を扶養親族等の数に加えて計算します。

○障害者に該当する配偶者の合計所得金額が 38 万円超（給与等の収入金額が 103 万円超）の場合は、同一生計配偶者に該当しません。したがって、障害者であっても扶養親族等の数に加算しません。

※配偶者の合計所得金額が 85 万円以下（給与等の収入金額が 150 万円以下）の場合は、「源泉控除対象配偶者」に該当します。

上記に伴い、当システムでは配偶者の扶養区分が「0：控除対象外」と「1：源泉控除配偶」に変更され、源泉控除対象配偶者を設定できるようになる予定です。
年末調整処理が終わって年次更新を実行すると、配偶者の扶養区分が一括で更新されます。
更新された内容を確認し、必要に応じて修正して登録してください。
詳細は、後述、「第４章　年次更新後の改正対応作業」をご参照ください。

＜参考＞

配偶者控除および配偶者特別控除の改正について

平成３０年の年末調整時には、さらに配偶者控除および配偶者特別控除の改正に伴う作業も発生してきます。

・配偶者控除の控除額が改正されます。また、給与所得者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は、配偶者控除の適用を受けることができなくなります。

・配偶者特別控除の控除額が改正されます。また、対象となる配偶者の合計所得金額が、38 万円超 123 万円以下に変更されます。

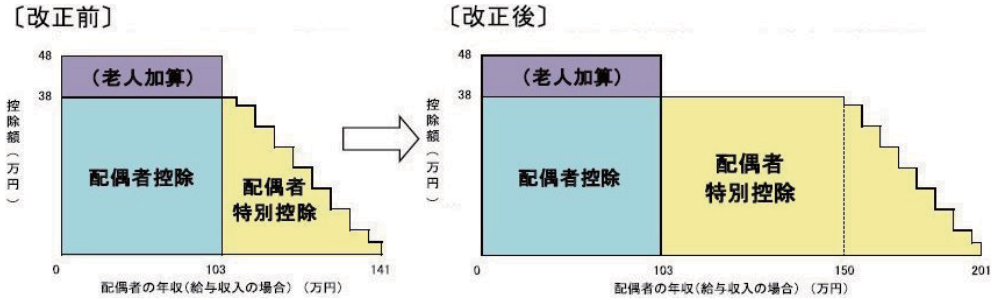

詳細は、下記の国税庁ホームページをご確認ください。
http://www.nta.go.jp/gensen/haigusya/index.htm

弊社でも平成３０年の年末調整の対応が確定次第、順次アナウンスしていく予定です。

ＯＢＣ 360°のご紹介

弊社の「配偶者控除」および「配偶者特別控除」の改正記事については、下記の「ＯＢＣ 360°」のサイトも、ぜひご参照ください。

https://www.obc.co.jp/360

＜参考＞

今回の改正に伴い、
平成３０年１月以降の家族手当等を見直される場合

平成３０年１月以降、配偶者控除できる条件が変わります。
毎月の給与処理で家族手当等を支給している場合は、必要に応じて規定を見直す会社もあるかと思われます。

今まで、配偶者の家族手当等を「配偶者の扶養区分（所得税法上の扶養）」で判定して支給されていた場合は、今回の配偶者控除改正に伴い、収入金額が 1,120 万円を超える社員（配偶者が「源泉控除対象配偶者」に該当しない場合）は、平成３０年１月から配偶者の分の家族手当等が支給されなくなります。

したがって、そのような会社の場合は規定を確認し、必要に応じて事前に収入金額が 1,120 万円超になる見込みの社員に連絡しておくか、または、収入金額が 1,120 万円超の社員にも今後も配偶者の家族手当等を支給するかなど、会社の規定を見直してみても良いかもしれません。

平成３０年１月の給与処理をはじめる前までに、家族手当等の支給についても確認しておくことをおすすめします。

家族手当等の支給について、当システムの［導入処理］-［給与体系登録］-［計算式登録］メニューで、以下の例のように「配偶者の扶養区分（所得税法上の扶養）」や、それを含めた人数で判定して支給しているかを確認しておきましょう。

＜例１＞

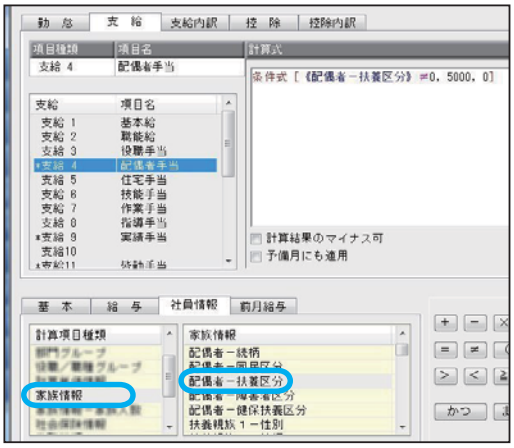

＜例２＞

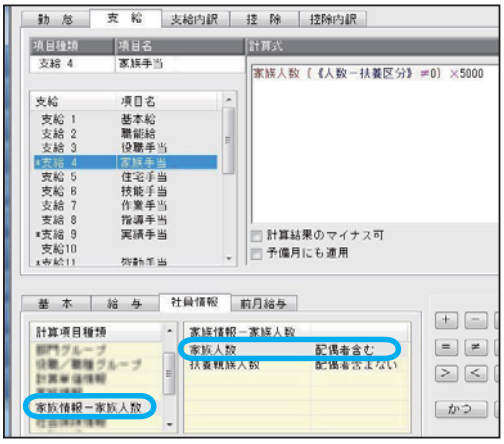

もし、実際に現在の計算式を見直される場合は、平成３０年に年次更新した後に、Ｐ 28 をご参照ください。

第２章　プログラムの変更箇所

平成３０年へ年次更新した後のプログラムの変更箇所と
操作方法について記載します。

プログラムの変更箇所

●［家族・所得税］ページの配偶者の扶養区分（配偶者区分）

平成３０年に年次更新すると、［社員情報登録］メニューの［家族・所得税］ページの配偶者の扶養区分（配偶者区分）が変更されます。
配偶者の扶養区分の選択肢が、「0：控除対象外」と「1：源泉控除配偶」に変更されます。

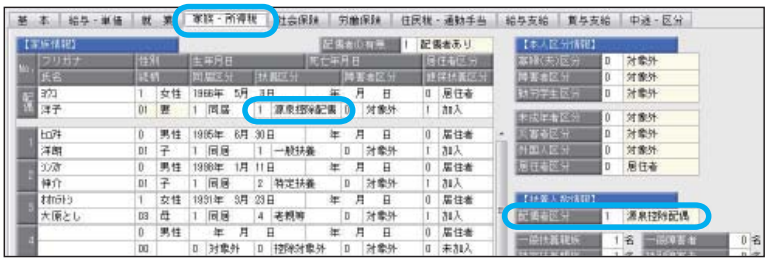

※扶養数の自動計算（［導入処理］-［運用設定］-［会社運用設定］メニューの［運用設定］ページで設定）が「する」の場合は、【家族情報】の情報をもとに【扶養人数情報】が自動的にセットされます。

上記の変更に関連して、他にも影響箇所があります。Ｐ 24 も必ずご参照ください。

●配偶者区分判定機能

［社員情報登録］メニューに［配偶者更新］（［F ６］）が用意され、平成２９年の年末調整データの内容をもとに、配偶者の扶養区分を判定できる画面が表示されます。

今回の配偶者控除改正で、配偶者の扶養区分に変更が必要そうな社員を、平成２９年分の年末調整結果の金額をもとに抽出できます。

操作方法は、Ｐ 19 をご参照ください。

注意

平成３０年分の年末調整の改正（配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正）には、対応しておりません。

※平成３０年分の年末調整計算には対応しておりません。
　対応時期につきましては、決定次第、奉行ｉメニューまたはメールマガジン等で告知させていただきます。

第３章 「平成３０年分 扶養控除等（異動）申告書」の配布等に関する事前作業

『給与奉行』や『奉行Ｊ－給与編－』では出力できませんが、「平成３０年分 扶養控除等（異動）申告書」の配布に関する作業について記載します。

社員への各申告書提出のアナウンス

毎年、年末調整の準備として、社員へ以下の申告書を期日までに提出するようアナウンスされていると存じます。

○「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」※「当年（平成２９年）分」と「翌年（平成３０年）分」の２枚

○「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」

○「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」

「平成３０年分 扶養控除等（異動）申告書」の様式および配偶者の記載方法が変更されますので、変更された様式にあわせた記載方法を社員へアナウンスする必要があります。
社員に正しい「平成３０年分 扶養控除等（異動）申告書」を提出してもらうことによって、平成３０年１月以降の給与処理を正しい扶養親族等の数で行うことができます。

注意

「平成２９年分 扶養控除等（異動）申告書」の様式や記載方法に変更はありません。

変更されるのは、「平成３０年分 扶養控除等（異動）申告書」の様式と配偶者の記載方法になります。
配偶者の記載方法について社員へアナウンスし、正しい「平成３０年分 扶養控除等（異動）申告書」の提出をうながしましょう。

注意

今年は１枚の「扶養控除等（異動）申告書」で、平成２９年分と平成３０年分の内容をまかなうことはできません。必ず、「平成２９年分 扶養控除等（異動）申告書」と「平成３０年分 扶養控除等（異動）申告書」を提出してもらいましょう。

＜参考＞

現時点の給与奉行のデータを参考に、事前に配偶者控除の適用が変わりそうな社員を把握したい場合

改正に伴い、平成２９年までは扶養親族であった配偶者が、平成３０年以降は扶養親族にならない場合があります。逆に、平成２９年までは扶養親族にならなかった配偶者が、平成３０年以降は扶養親族になる場合もあります。これにより、平成３０年１月以降の給与等を支払う際の計算における扶養親族等の数が変わります。
したがって、あらかじめ上記のように変更されそうな社員を予測し、該当しそうな社員に伝えておくと、社員も注意して「平成３０年分 扶養控除等（異動）申告書」を記載できます。
あらかじめ、現時点の年収等を参考に、平成３０年分の「社員本人の年収」と「配偶者の年収」を予測しておきたい場合は、以下の手順をご参照ください。

○社員本人の年収を予測する

平成２９年の給与（賞与）データをもとに予測できます。
[管理資料]-[勤怠支給控除一覧表]-[区分別一覧表] メニューで、平成２９年１月から現時点までの、給与と賞与の「課税支給額」の合計を集計します。

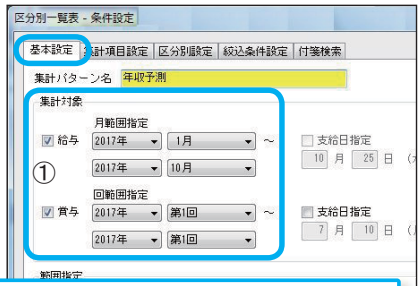

①[基本設定] ページで、「給与」と「賞与」にチェックを付けます。

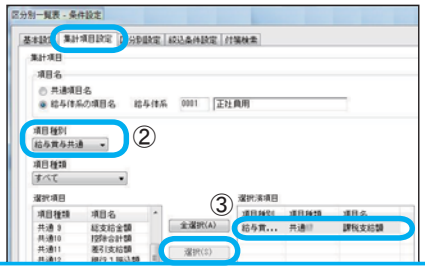

②[集計項目設定] ページで、項目種別に「給与賞与共通」を選択します。
③[選択項目] リストから「課税支給額」を選択し､[選択]ボタンをクリックします。

④集計結果に､年末までの支払見込額（予測額）を加算して、収入金額が 1,120 万円を超えそうな社員を予測します。

※当システムで処理した給与・賞与データしか集計できません。

○配偶者の年収を予測する

平成２８年の年末調整で配偶者特別控除を受けていた場合は、年末調整処理で入力した「配偶者の合計所得金額」を集計できます。

[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表] メニューで、平成２８年分の「配偶者合計所得」を集計して予測します。

※平成２９年分の年末調整は行われていないため、現時点では平成２８年分の年末調整時の状況をもとに予測します。

年末調整一覧表

集計パターン名	年末調整一覧表
集計対象	平成28年分 年末調整
集計方法	【社員別・社員番号順】

社員番号	氏名	課税区分／年調計算	配偶者合計所得
⊟ 【 合計	72名 】		3,083,400
100000	山田　一朗	甲　欄　／単独年調	430,000
100001	川谷　しげる	甲　欄　／単独年調	523,400
100002	小川　いずみ	甲　欄　／単独年調	0
100003	小山　信一	甲　欄　／単独年調	630,000
100004	新井　清雄	甲　欄　／単独年調	0
100005	麻田　徳治	甲　欄　／単独年調	0
100006	加藤　恭子	甲　欄　／単独年調	0
100008	藤川　光男	甲　欄　／単独年調	0
100010	福岡　明夫	甲　欄　／単独年調	0
100011	政岡　信夫	甲　欄　／単独年調	0
100012	森沢　公彰	甲　欄　／単独年調	0
100013	筒井　英治	甲　欄　／単独年調	0
100014	山川　静夫	甲　欄　／単独年調	750,000
100016	平光　浩一	甲　欄　／単独年調	0
100017	福井　和栄	甲　欄　／単独年調	0
100019	深瀬　安正	甲　欄　／単独年調	0

※当システムで処理した年末調整データしか集計できません。

「平成３０年分 扶養控除等（異動）申告書」の配偶者の記載箇所

平成３０年１月以降の給与の支払いで必要となる扶養親族等の数を算定するために、「平成３０年分扶養控除等（異動）申告書」の配偶者について正しく記載して提出しましょう。
配偶者について記載する箇所は、以下になります。
※配偶者以外の記載方法については、今までと変更ありません。

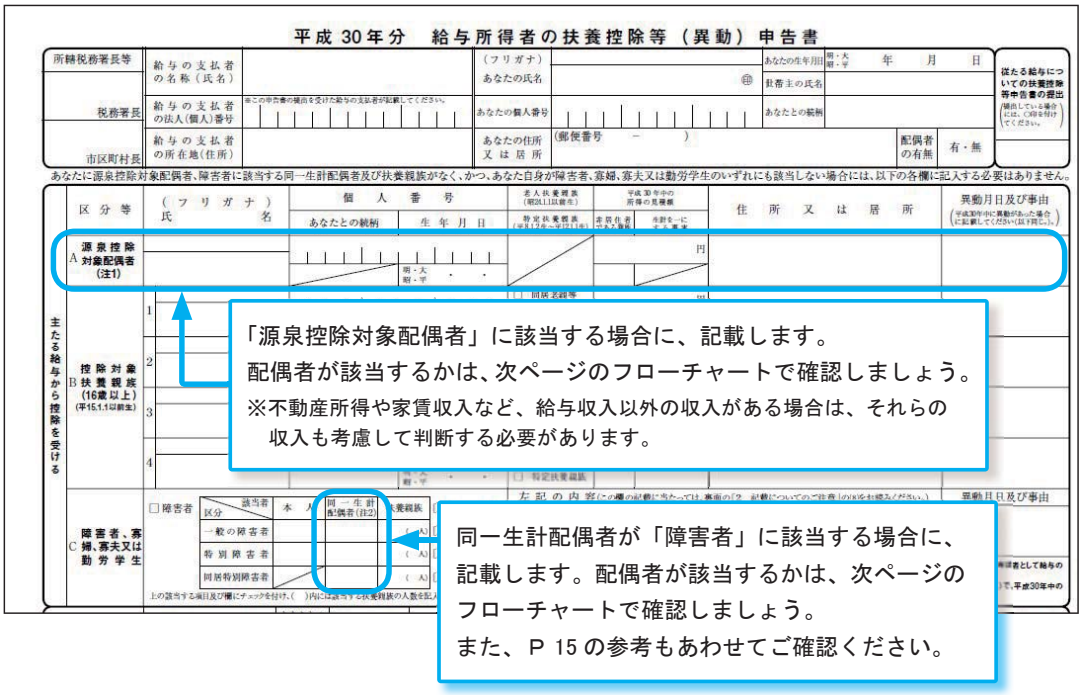

注　意

上記は、「平成３０年分 扶養控除等（異動）申告書」です。

当年の年末調整で必要となる「平成２９年分 扶養控除等（異動）申告書」の様式や記載方法に変更はありません。

参　考

Ｐ 12 ～Ｐ 15 に記載されている内容は、社員にも提供できるように、別途ＰＤＦファイルも用意しています。
必要に応じて、「ＯＢＣ Ｎｅｔサービス」からダウンロードしてご利用ください。
http://www.obcnet.jp/
※マイページにログイン後、「資料ダウンロード」の右側の「一覧」をクリックして、「平成３０年分 扶養控除等（異動）申告書の配偶者の記載方法」で検索してください。

「平成３０年分 扶養控除等（異動）申告書」に記載する配偶者

以下に沿って、「平成３０年分 扶養控除等（異動）申告書」に記載する配偶者を確認しましょう。

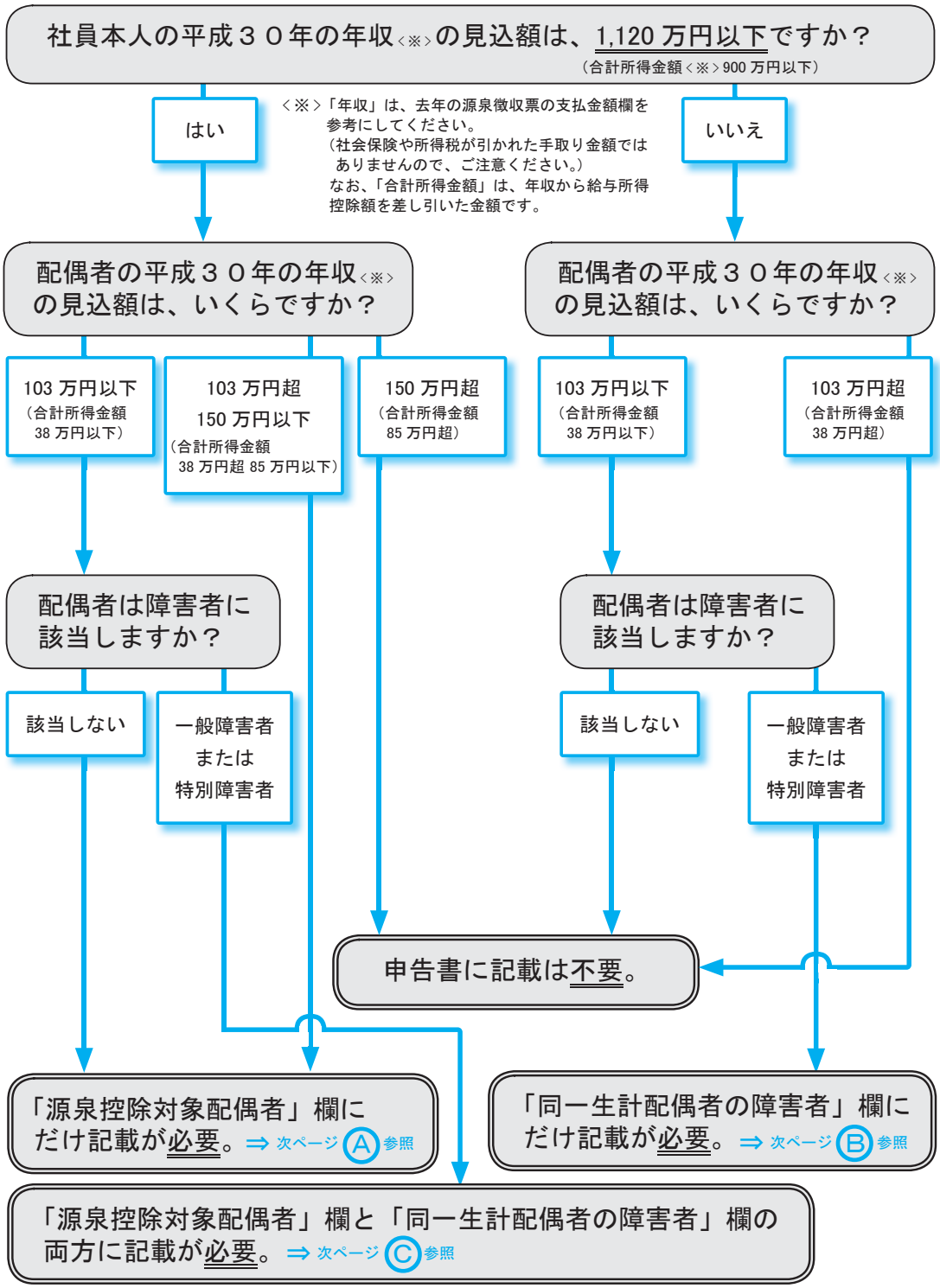

Ⓐ

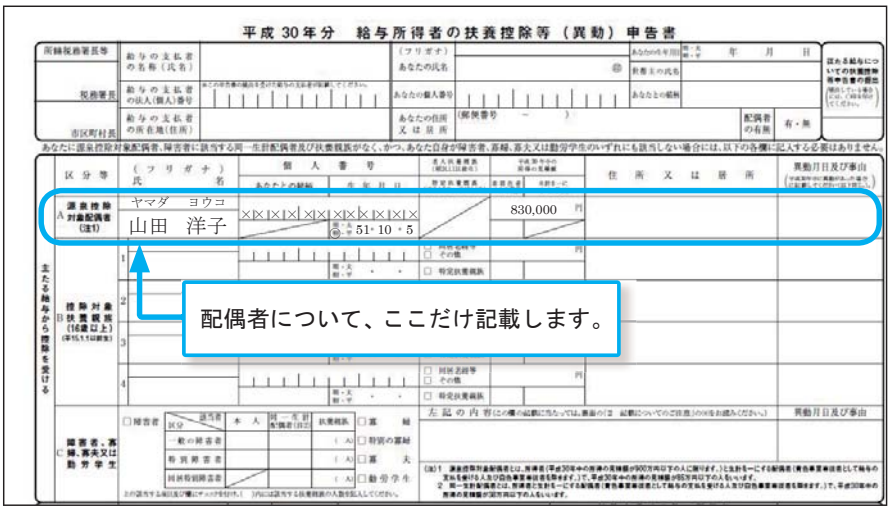
平成 30 年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
ヤマダ　ヨウコ
山田　洋子
830,000
配偶者について、ここだけ記載します。

Ⓑ

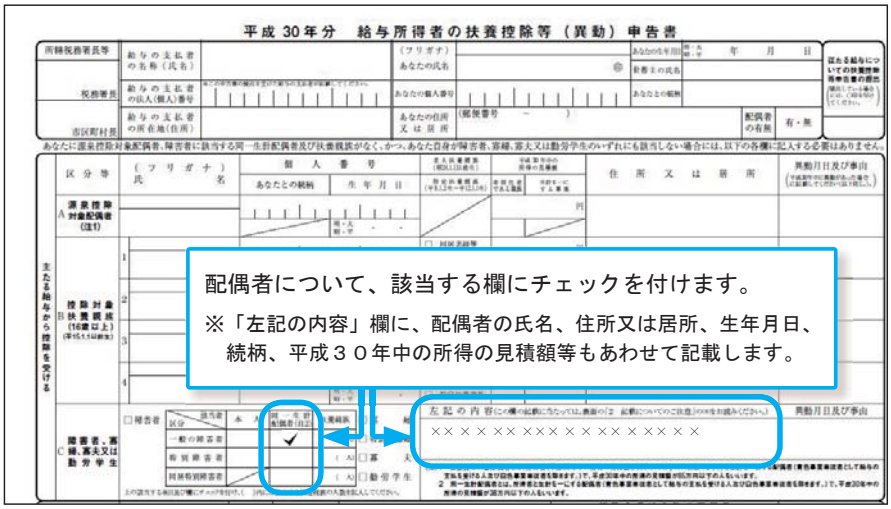
平成 30 年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
配偶者について、該当する欄にチェックを付けます。
※「左記の内容」欄に、配偶者の氏名、住所又は居所、生年月日、
続柄、平成３０年中の所得の見積額等もあわせて記載します。

Ⓒ

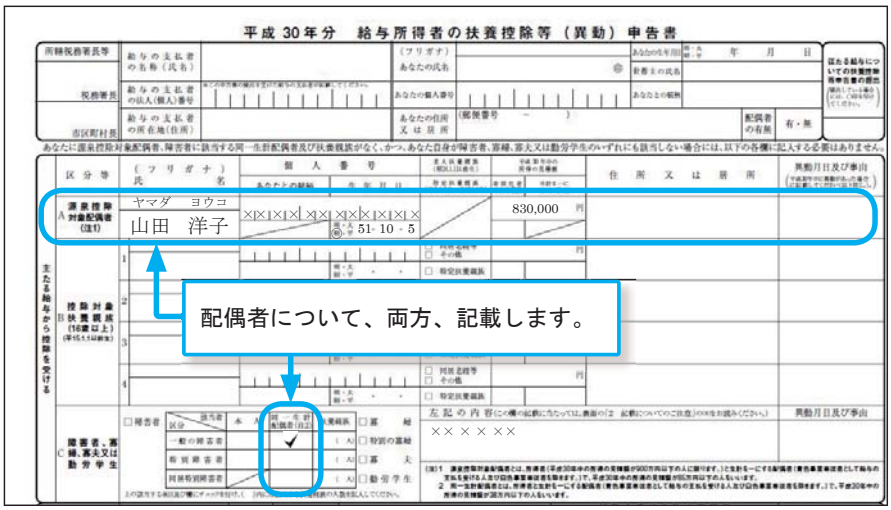
平成 30 年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
ヤマダ　ヨウコ
山田　洋子
830,000
配偶者について、両方、記載します。

配偶者が「一般障害者」または「特別障害者」の場合で、以下の条件の方は、記載方法が変わっていますので、あわせてご確認ください。

参考

〇社員本人の収入の見込額：1,120 万円超
配偶者の収入の見込額　：103 万円以下の場合
（合計所得金額の見積額は 38 万円以下）

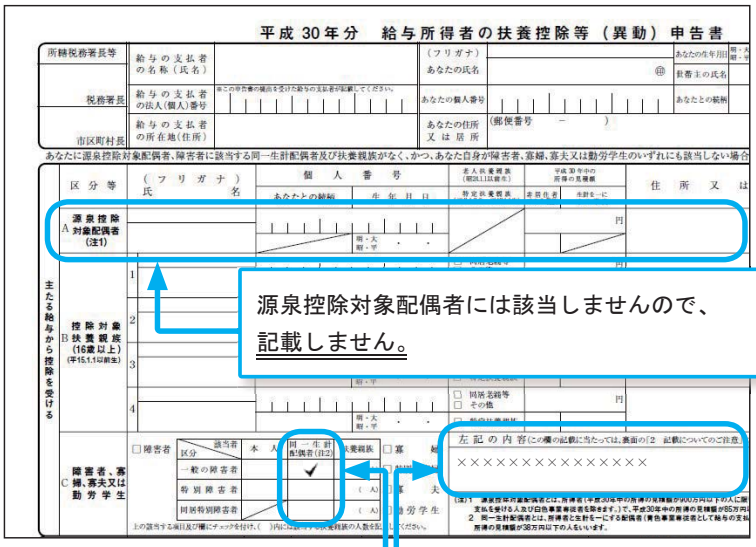

〇社員本人の収入の見込額：1,120 万円以下
配偶者の収入の見込額　：130 万円超 150 万円以下
（合計所得金額の見込額は 38 万円超 85 万円以下）

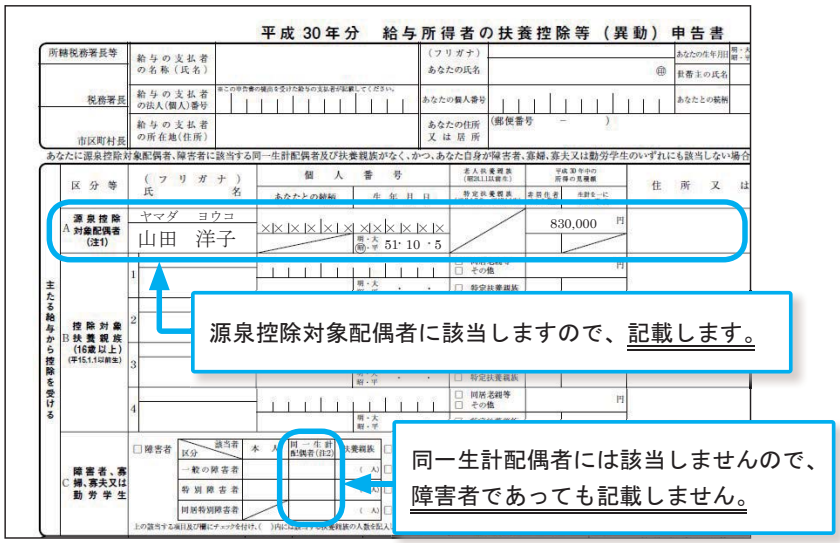

第４章　年次更新後の改正対応作業

平成３０年へ年次更新を実行した後の作業について記載します。

平成３０年へ年次更新を行う

平成２９年の年末調整がすべて終わったら、平成３０年の処理をはじめるために、[随時処理]-[年次更新] メニューで年次更新を実行します。
次ページ以降では、年次更新を行った後、平成３０年１月の給与処理をはじめる前まで行う作業について記載しています。

まずは、次ページで作業の流れを確認しましょう。

作業の流れ

年次更新から平成３０年１月給与処理をはじめる前までの作業の流れを記載します。

『ＯＭＳＳ＋ 年末調整申告書サービス』と連携されている場合

下記②～④の作業は不要です。①の後、［年末調整］-［年末調整申告書サービス連携］-［年末調整申告書サービスデータダウンロード］メニューで社員から回収した申告書データを社員情報に反映させ、⑤以降に進んでください。

① 平成３０年へ年次更新を実行する ⇒ Ｐ 18 参照

平成２９年の年末調整が終了したら、［随時処理］-［年次更新］メニューで平成３０年へ年次更新を実行します。年次更新を実行すると、配偶者の扶養区分が変更されます。変更される内容について、確認しましょう。

②「平成３０年分 扶養控除等（異動）申告書」をもとに、配偶者の扶養区分を確認する ⇒ Ｐ 19 参照

社員から提出された「平成３０年分 扶養控除等（異動）申告書」をもとに、［配偶者区分更新］画面の配偶者区分を確認します。

＜注意＞ 社員や配偶者の収入金額（合計所得金額）におおむね変更がないと思われる場合や、すでに変更が必要な社員を把握している場合は、必ずしも［配偶者区分更新］画面で確認する必要はありません。

③「平成３０年分 扶養控除等（異動）申告書」をもとに、配偶者の障害者区分を確認する ⇒ Ｐ 22 参照

配偶者が障害者の社員がいる場合は、［社員情報登録］メニューの［家族・所得税］ページで、配偶者の障害者区分を確認・変更します。

④「平成３０年分 扶養控除等（異動）申告書」をもとに、その他の扶養親族の設定を確認する ⇒ Ｐ 23 参照

例年通り、［社員情報登録］メニューの［家族・所得税］ページで、確認・変更します。

⑤ その他の影響箇所を確認する ⇒ Ｐ 24 参照

今回の改正に伴い、家族手当等の計算式を見直す場合 ⇒ Ｐ 28 参照

［社員情報登録］メニューや導入処理の設定が整ったら、平成３０年１月の給与処理をはじめましょう。

① 平成３０年へ年次更新を実行する

［随時処理］-［年次更新］メニューで、平成３０年に年次更新を実行します。

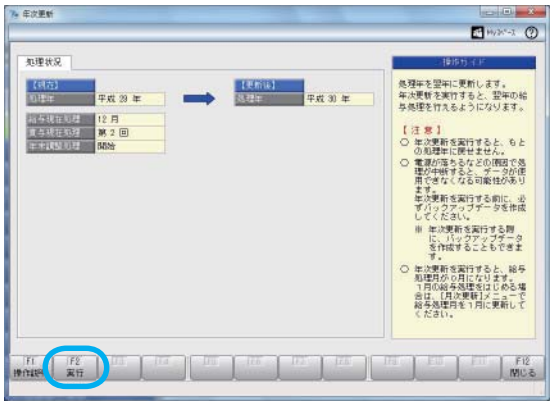

平成３０年に年次更新を実行すると、［社員情報登録］メニューの［家族・所得税］ページにある配偶者の「扶養区分」の選択肢が変更されます。

平成２９年の年末調整処理時点の配偶者の扶養区分をもとに、以下のように変更されます。

平成２９年 年末調整処理時点の配偶者の扶養区分		平成３０年へ年次更新した後の配偶者の扶養区分
「0：控除対象外」	→	「0：控除対象外」
「1：一般配偶」／「2：老人配偶」	→	「1：源泉控除配偶」

※平成２９年の年末調整処理の処理状況が「処理済」以外の社員の場合は、［社員情報登録］メニューの［家族・所得税］ページで登録されている配偶者の扶養区分をもとに更新されます。

※退職社員や休職社員の扶養区分も更新されます。

参考

平成２９年まで「2：老人配偶」であった配偶者の扶養区分は、「1：源泉控除配偶」に変更されます。
毎月の給与の支払い（源泉控除）では、一般配偶か老人配偶かで扶養親族等の数の算定方法に違いはありません。

②「平成３０年分 扶養控除等（異動）申告書」をもとに配偶者の扶養区分を確認する

＜注意＞ 社員や配偶者の収入金額（合計所得金額）におおむね変更がないと思われる場合や、すでに変更が必要な社員を把握している場合は、必ずしも下記の［配偶者区分更新］画面で確認する必要はありません。
例年通り、［社員情報登録］メニューの［家族・所得税］ページで、申告書をもとに確認・変更してください。

確認手順

1

［社員情報登録］メニューで、［配偶者更新］（［Ｆ６］キー）を押します。
※処理年が「平成３０年（2018 年）」の場合だけ表示されます。

2

［配偶者区分更新－条件設定］画面が開きます。
条件を設定し、［画面］ボタンをクリックします。

3

平成２９年の年末調整データをもとに、
社員本人の給与所得や配偶者の合計所得もあわせて表示されます。
※社員本人の給与所得には、［源泉徴収票］メニューの給与所得控除後の金額が表示されます。
※平成２９年の年末調整処理の処理状況が「未処理」または「処理中」の社員は、金額欄が空欄で出力されます。

平成２９年の年末調整データをもとに判定した配偶者区分が表示されます。
表示されたすべての社員について、社員から提出された「平成３０年分 扶養控除等（異動）申告書」の記載と比較しましょう。
また、配偶者区分が緑色で表示されている社員は、配偶者の扶養区分を変更する必要があるかもしれない社員のため、注意してご確認ください。
詳しくは、P21 をご確認ください。

※課税区分（［社員情報登録］メニューの［給与・単価］ページで設定）が「1：甲欄」または「2：乙欄」の社員だけ、集計されます。

4

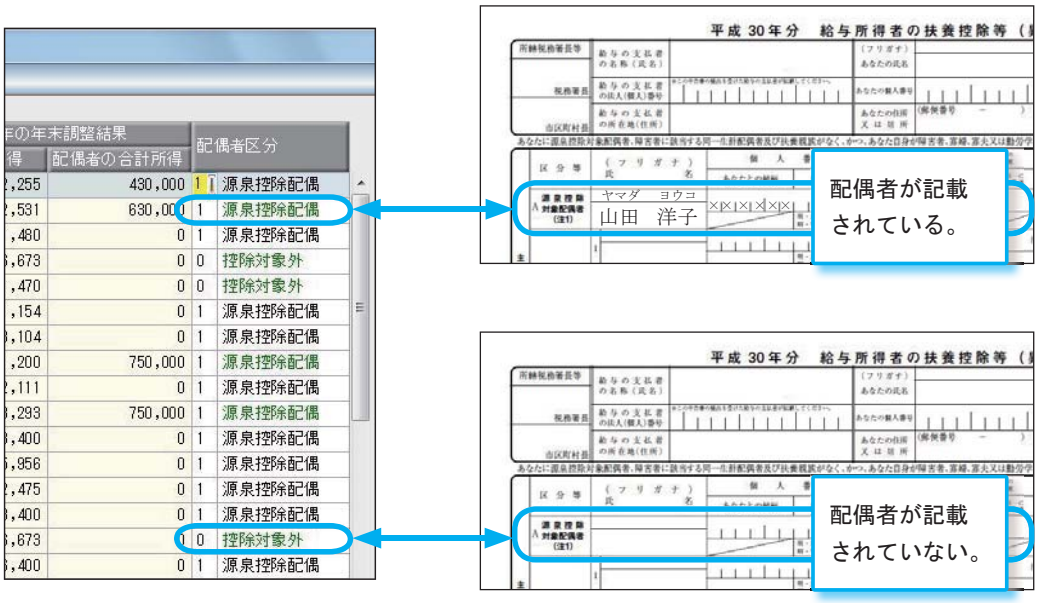

社員から提出された「平成３０年分 扶養控除等（異動）申告書」と比較しましょう。

5

比較した結果、必要に応じて、変更して登録できます。

配偶者区分が緑色で表示される社員

以下の２つの条件のどちらかに該当する社員は、配偶者区分が緑色で表示されます。

条件	配偶者区分
配偶者の扶養区分が「0：控除対象外」で、 平成２９年の年末調整データが、 社員の合計所得金額が 900 万円以下 かつ 配偶者の合計所得金額が 85 万円以下	緑色で「1：源泉控除配偶」と表示されます。 ※平成２９年は控除対象配偶者ではありませんでしたが、平成３０年の収入の見積額が同等であれば、平成３０年では源泉控除対象配偶者に該当する社員です。
配偶者の扶養区分が「1：源泉控除配偶」で、 平成２９年の年末調整データが、 社員の合計所得金額が 900 万円超	緑色で「0：控除対象外」と表示されます。 ※平成２９年は控除対象配偶者でしたが、平成３０年の収入の見積額が同等であれば、平成３０年では源泉控除対象配偶者に該当しない社員です。

注意

○以下のような場合は、当システムでは判定できませんので、社員が提出した申告書も参考に、必要に応じて配偶者区分を修正してください。
- 平成３０年から配偶者が働き方を変えて収入が増え、扶養を外れる場合
- 副業を認めている場合や家賃収入などがある社員がいる場合（本来の合計所得金額には、給与収入以外の収入も含まれるため。）

○あくまで平成２９年の年末調整データを平成３０年中の所得の見積額と仮定して集計されています。したがって、平成３０年分の年末調整を行う際に、実際の収入によっては配偶者の扶養区分が変わる可能性があります。

社員が提出した「平成３０年分 扶養控除等（異動）申告書」と照らし合わせて、表示されている配偶者区分で問題なければ、［登録］（［Ｆ 12］キー）を押して登録します。

参考

条件設定画面の「配偶者の扶養区分が変更になる社員だけを入力する」にチェックを付けた場合は、配偶者区分が緑色で表示される社員だけを集計できます。

③「平成３０年分 扶養控除等（異動）申告書」をもとに配偶者の障害者区分を確認する

配偶者が障害者の社員がいる場合は、社員から提出された「平成３０年分 扶養控除等（異動）申告書」をもとに、［社員情報登録］メニューの［家族・所得税］ページで、配偶者の障害者区分を確認します。障害者である配偶者に合計所得金額 38 万円以下の収入がある場合は、同一生計配偶者の障害者に該当します。その場合は、障害者区分は「1：一般障害者」または「2：特別障害者」に設定する必要があります。

平成２９年は障害者区分が「1：一般障害者」または「2：特別障害者」であっても、平成３０年は同一生計配偶者の障害者に該当しない場合は、障害者区分を「0：対象外」に変更します。

※同一生計配偶者の障害者に該当しない場合は、障害者であっても障害者区分に「1:一般障害者」や「2:特別障害者」を設定しないでください。

○設定例①（源泉控除対象配偶者に該当する一般障害者の配偶者の場合）

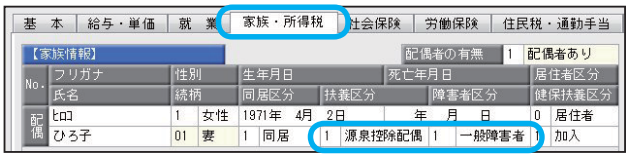

扶養区分を「1：源泉控除配偶」、障害者区分を「1：一般障害者」に設定します。
※「扶養等の数」は２名です。

○設定例②（源泉控除対象配偶者には該当しない一般障害者の配偶者の場合）

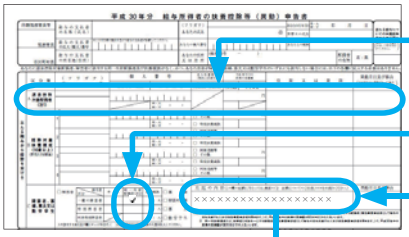

源泉控除対象配偶者欄は空欄です。

該当する箇所にチェックが付いています。
「左記の内容」欄に、配偶者の氏名などの情報が記載されています。

「左記の内容」欄をもとに、配偶者の氏名等の情報を入力します。

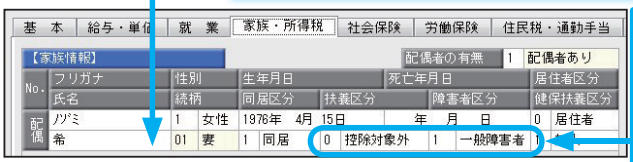

扶養区分を「0：控除対象外」、障害者区分を「1：一般障害者」に設定します。
※「扶養等の数」は１名です。

注意

平成３０年以降は、同一生計配偶者が障害者に該当する場合は、扶養親族等の数に１人を加えて計算することとなりました。したがって、障害者であっても、同一生計配偶者（配偶者の合計所得金額が 38 万円以下）でない場合は、障害者区分に「1：一般障害者」や「2：特別障害者」を設定しないでください。「扶養等の数」が正しく計算されません。

※配偶者が障害者であることを人事情報として［社員情報登録］メニューに登録したい場合は、［基本］ページの備考欄をご利用ください。

④「平成３０年分 扶養控除等（異動）申告書」をもとにその他の扶養親族の設定を確認する

例年と同様に、社員から提出された「平成３０年分 扶養控除等（異動）申告書」をもとに、［社員情報登録］メニューの［家族・所得税］ページで扶養親族の設定を確認・変更します。

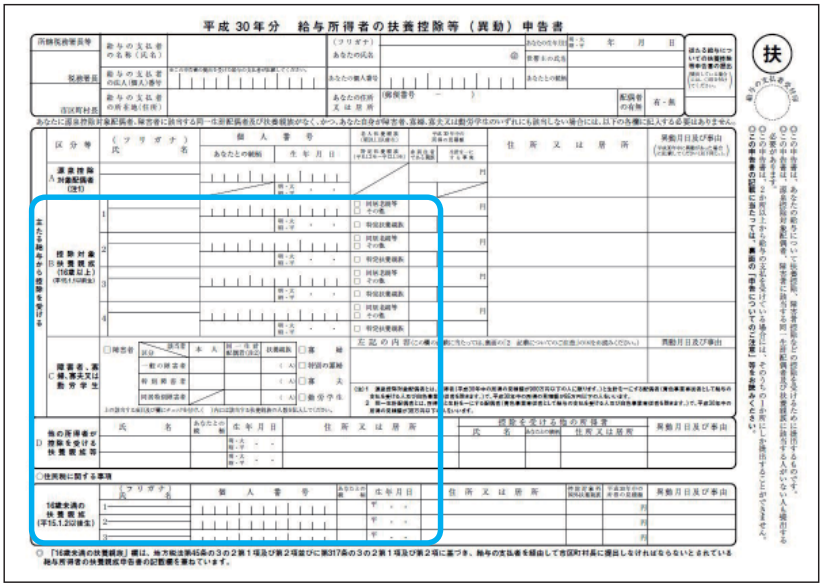

⑤ その他の影響箇所を確認する

下記のメニューで配偶者の「扶養区分」を利用している場合は、年次更新を実行すると設定が変更されます。お手数ですが、必要に応じて、再度、設定しなおしてください。

社員情報一括登録 ＜『奉行Ｊ －給与編 -』対象外＞

[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録] メニューの条件設定画面の [項目選択] ページで、[選択済項目] リストから「配偶者－扶養区分」が項目選択されていない状態に変更されます。
再度、情報種類に「家族」を選択し、[選択項目] リストから「配偶者－扶養区分」を選択しなおしてください。

※情報種類「扶養人数」の「配偶者区分」を選択していた場合も、選択しなおしてください。
※項目を選択しなおした後、条件を保持するために一度、画面表示してください。

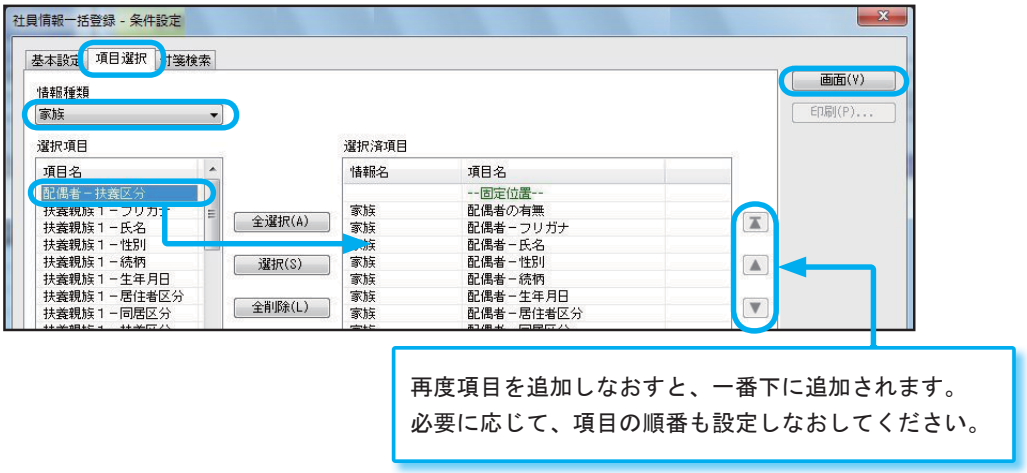

下記のメニューも同様です。

・[社員情報]-[社員情報更新]-[家族手当支給区分更新] メニューの条件設定画面の
　[家族検索] ページ　**（※『給与奉行Ｖ ERP』シリーズのみ対応）**

・[社員情報]-[社員情報変更確認]-[社員情報変更確認表] メニュー
　（※『給与奉行Ｖ ERP』シリーズのみ対応）

・[随時処理]-[奉行連動データ作成]-[給与奉行→人事奉行データ作成] メニュー

●［社員情報登録］メニューの短縮設定および初期値設定

［社員情報］-［社員情報登録］-［社員情報登録］メニューの短縮設定および初期値設定についても、配偶者の扶養区分は設定されていない状態に変更されます。
ご利用の場合は、再度、設定しなおしてください。

※【扶養人数情報】の「配偶者区分」を設定していた場合も、設定しなおしてください。

※配偶者の扶養区分と配偶者区分以外の項目については、設定しなおす必要はありません。

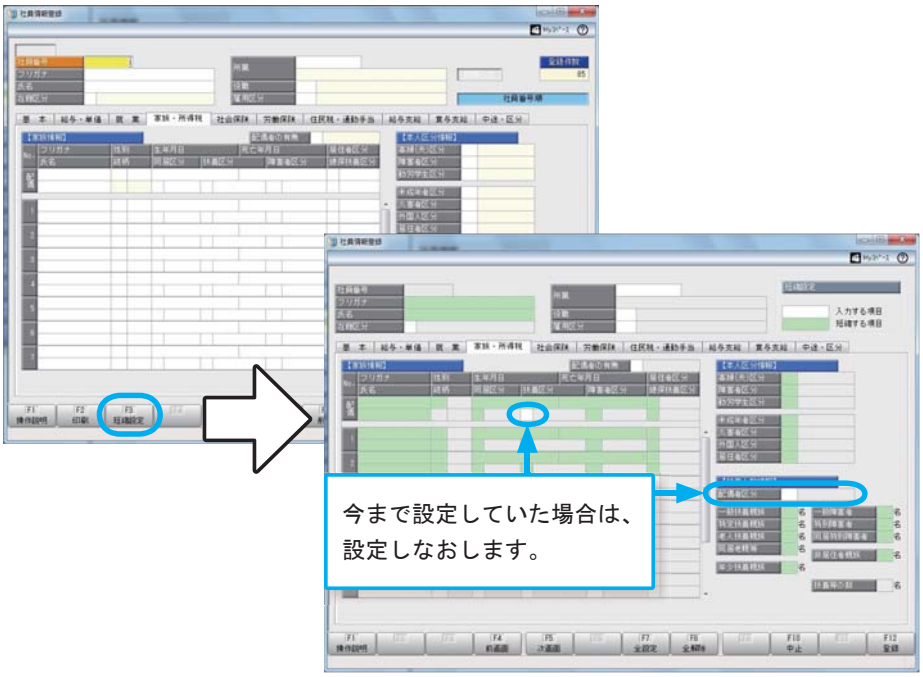

また、配偶者の扶養区分と配偶者区分を初期値設定している場合も、［初期値］（［F９］キー）を押して設定しなおしてください。

●社員情報予約したデータ

※『給与奉行Ｖ ERP』シリーズのみ対応

［社員情報］-［社員情報予約］-［社員情報予約］メニューで、配偶者の扶養区分と配偶者区分について、適用時期が「平成３０年１月」以降に設定された社員情報予約データがある場合は、配偶者の扶養区分と配偶者区分については、適用時期の給与処理月に進んでも［社員情報登録］メニューに反映されません。
年次更新後に、P19 の内容にしたがって、配偶者の扶養区分を設定してください。

※配偶者の扶養区分と配偶者区分以外の社員情報予約データについては、適用時期の給与処理月に進む際に反映されます。

社員情報変更確認表

※『給与奉行Ｖ ERP』シリーズのみ対応

平成２９年の配偶者の扶養区分と平成３０年の配偶者の扶養区分では、配偶者の定義が変更されています。（Ｐ４参照）

※平成２９年は「控除対象配偶者」、平成３０年は「源泉控除対象配偶者」。

したがって、[社員情報]-[社員情報変更確認]-[社員情報変更確認表] メニューで平成２９年分と平成３０年分で配偶者の扶養区分を比較した際は、あくまで「源泉控除対象配偶者」として比較しているため、平成２９年分の方は「0：控除対象外」と表示されます。

※配偶者区分も同様です。

計算式登録*（配偶者の扶養区分を組み込んだ計算式）*

[導入処理]-[給与体系登録]-[計算式登録] メニューで配偶者の扶養区分《配偶者－扶養区分》を組み込んだ計算式を設定して家族手当等を支給している場合は、平成３０年１月の給与処理をはじめる前までに、[計算式登録] メニューの設定内容をご確認ください。

※計算式に配偶者の扶養区分（《配偶者－扶養区分》）を組み込んでいない場合は、必要ありません。

例えば、平成２９年まで、配偶者の扶養区分が「1：一般配偶」の場合は 10,000 円、「2：老人配偶」の場合は 12,000 円を手当で支給していた場合は、平成３０年以降は扶養区分が「0：控除対象外」「1：源泉控除配偶」に変わるため、計算式を見直す必要があります。

■ 社員情報データ作成

条件設定画面の［項目選択］ページで、［選択済項目］リストから「配偶者－扶養区分」と「配偶者区分」が項目選択されていない状態に変更されます。

再度、情報種類に「家族」を選択して「配偶者－扶養区分」を、情報種類に「扶養人数」を選択して「配偶者区分」を選択しなおしてください。

※項目を選択しなおした後、条件を保持するために一度、汎用データを作成してください。
※平成３０年以降のデータ領域で「配偶者－扶養区分」を出力した場合は、平成２９年以前の扶養区分（「0：控除対象外」「1：一般配偶」「2：老人配偶」）では出力されません。

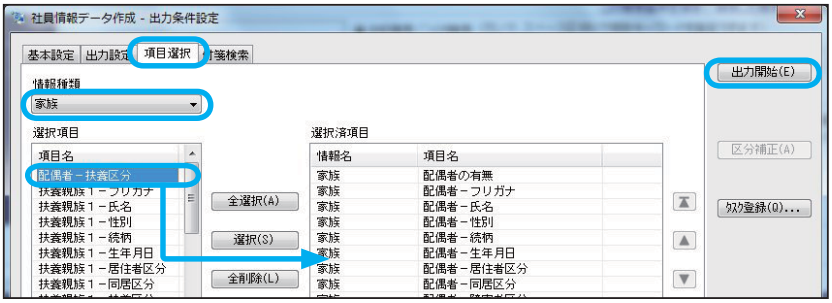

■ 社員情報データ受入 ＜『奉行Ｊ－給与編－』対象外＞

「受入記号」が変更されます。

平成３０年以降の配偶者の扶養区分（配偶者区分）の受入記号は、以下になります。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
配偶者－扶養区分	EFMM020	1	数字	0：控除対象外 1：源泉控除配偶
【所得税情報】				
配偶者区分	ESUP015	1	数字	0：控除対象外 1：源泉控除配偶

※条件設定画面の［受入データ形式設定］画面の［関連付設定］ページの「配偶者－扶養区分」も関連付けしなおす必要があります。
関連付けしなおした後に、受入データ形式を登録してください。

※平成２９年以前の場合は、変更ありません。
平成３０年に年度更新を実行すると、［社員情報データ受入］メニューで平成２９年以前の配偶者の扶養区分を受け入れることはできません。

上記については、［社員情報予約データ作成］メニューと［社員情報予約データ受入］メニューも同様です。※『給与奉行Ｖ ERP』シリーズのみ対応

＜参考＞

今回の改正に伴い、家族手当等の計算式を見直す場合

家族手当等の支給についてＰ７で見直した結果、当システムで設定している計算式を平成３０年から変更する場合は、下記の例を参考に、お客様の会社に合う計算式を設定しましょう。

※［計算式登録］メニューを利用していない場合は、確認する必要はありません。

下記の該当しそうな計算式の設定例を参考に、［導入処理］-［給与体系登録］-［計算式登録］メニューで確認しておきましょう。

【例１】

家族（配偶者）の手当の判定を、「所得税法上の扶養（配偶者の扶養区分）」から、「配偶者の有無」に変更したい場合

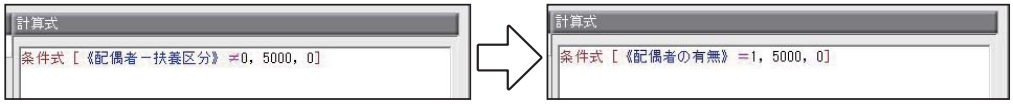

【例２】

家族（配偶者）の手当の判定を、「所得税法上の扶養（配偶者の扶養区分）」から、「社会保険上の扶養（配偶者の健保扶養区分）」に変更したい場合

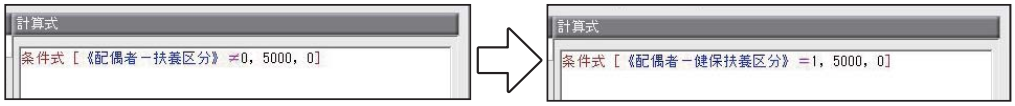

【例３】

家族（配偶者）の手当の判定を、「配偶者を含めた扶養親族の人数（家族人数）」から、「配偶者を除いた扶養親族の人数（扶養親族人数）」と「配偶者の有無」に変更したい場合

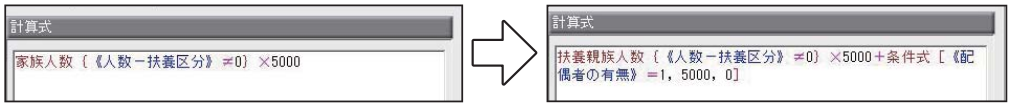

「配偶者の有無」「配偶者－健保扶養区分」「扶養親族人数」などは、［計算式登録］メニューの［社員情報］ページの「家族情報」や「家族情報－家族人数」で選択できます。

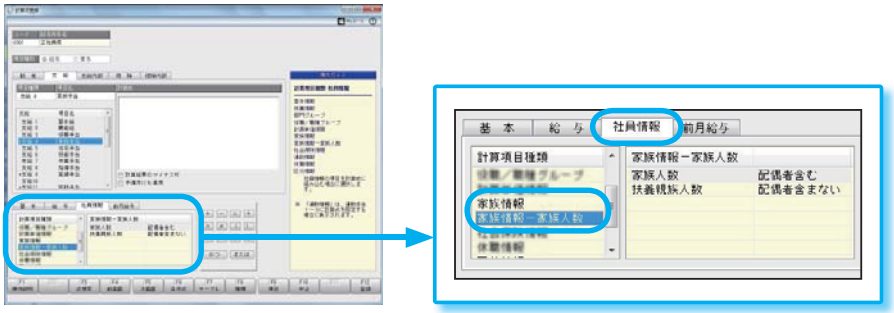

なお、平成３０年１月の給与処理を行った後に、［管理資料］-［変動項目確認表］メニューで、家族手当等に変更があった社員だけを確認できます。

※『奉行Ｊ－給与編－』対象外

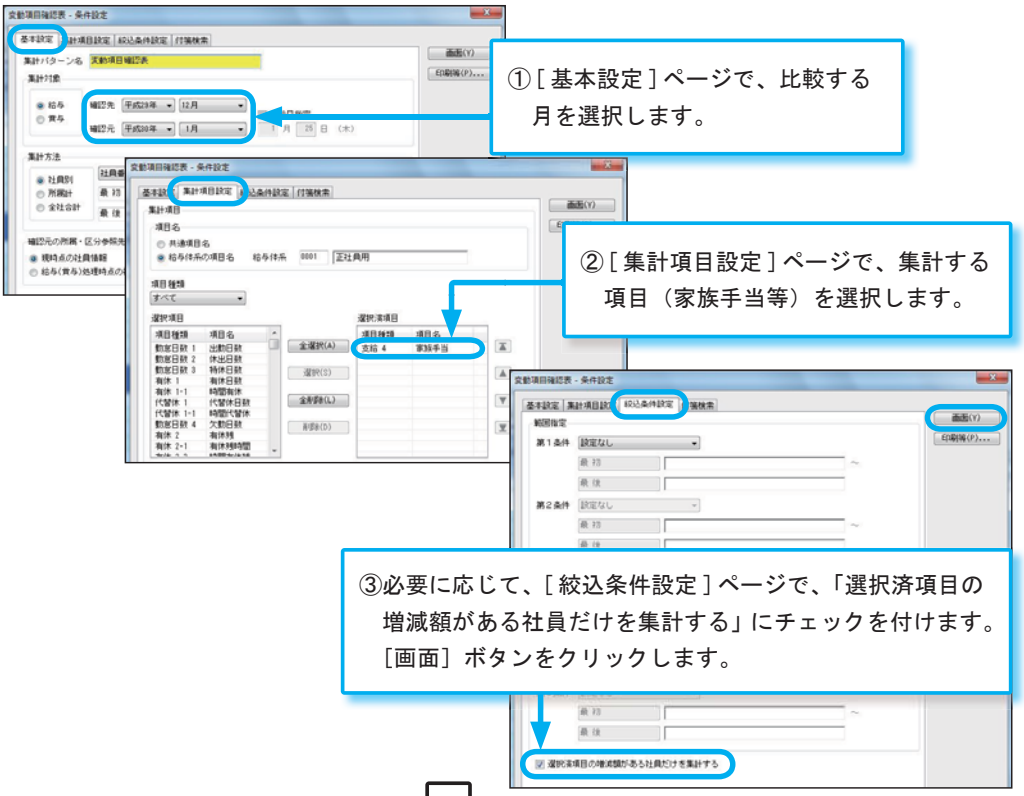

④金額に変動があった社員を確認できます。

今回の改正に伴い、家族手当等の金額に変動があった場合は、事前に該当する社員に伝えておくと良いでしょう。

Memo

Memo

— 禁 無 断 転 載 —

平成２９年１０月　５日　　暫定版②

著　者　　株式会社オービックビジネスコンサルタント　システム開発グループ
発行所　　株式会社オービックビジネスコンサルタント　出版部

〒163-6032　東京都新宿区西新宿６丁目８番１号 住友不動産新宿オークタワー
TEL 03-3342-1880
http://www.obc.co.jp